

## 令和5年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年11月27日(月) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所501会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 斎藤 昇            2番 二上 茂雄            3番 池之谷 昭治  
4番 岩崎 良一            5番 肥沼 一彦            6番 齊藤 喜代治  
7番 田中 宏            8番 吉田 英和            9番 北田 良孝  
10番 栗原 明夫          11番 栗原 茂            12番 平岡 豊子  
13番 鹿島 正之助       14番 肥沼 正明           15番 中 茂紀  
16番 水村 英紀          17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号7番 田中 宏委員、8番吉田英和委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字辨天の7筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は7筆合わせて4, 123平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。受人は清瀬市及び新座市にも耕作地がありますが、清瀬市農業委員会及び新座市農業委員会に対して受人の畑の管理状況について照会を行ったところ、適正に管理が行われているとの回答がありました。

申請番号2番、所在地は大字南永井字大帖です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2, 140平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2, 283平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は糶谷の7筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は7筆合わせて8, 909平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。受人の耕作地はすべて青梅市となっておりまして、青梅市農業委員会に対して受人の畑の管理状況について照会を行ったところ、適正に管理が行われているとの回答がありました。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の中富地区の耕作状況についてですが、私が地区担当ですので、意見を発表します。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の三ヶ島五丁目地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 次に、受人の営農状況及び北野地区、北野新町地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 次に、受人の三ヶ島五丁目地区除く三ヶ島地区、西狭山ヶ丘地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 次に、受人の林地区、糞谷地区の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、許可といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北中二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて295.92平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地に自己用住宅を建築するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,775平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上1件です。

議 長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原の5筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は5筆合わせて1,392平方メートルです。当初計画者は議案書に記載のとおりです。用途は休憩所（飲食店）です。許可年月日は令和5年1月19日、指令川農振第5-468号です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、当初の事業計画の1階建て休憩所（飲食店）から2階建てに変更するものです。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。私の中富地区の担当ですので、意見を発表します。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり農地転用許可が出ている案件のため、既に一部工事が始まっていますが、農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、変更はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請事由は飲食店とのことですが、それ以外の用途に転用されることはありますか。

事務局： 農地転用許可後、事業計画者は工事完了届を提出することとなっています。工事完了届提出後は事務局が現地を確認し、申請とおりに転用されているかを確認します。また、申請事由以外の用途で転用していた場合は、農地法違反となり是正指導を行います。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

## 5 議案第5号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長：「議案第5号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字南谷ツです。地目は登記が田、現況が畑です。面積は286平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。



## 6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の2筆です。現況地目は畑及び田で、面積は2筆合わせて1,134平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は2,068平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は1,008平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長：申請番号2番、3番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：申請番号2番、3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番、3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番及び3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番及び3番については、全会一致、決定といたします。

## 7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、14件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

## 8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： (な し)

議 長： 以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 (午前10時30分)